

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-068 改10(説3)
提出年月日	令和 2 年 5 月 7 日

島根原子力発電所 2号炉

安全施設

(審査会合からの変更内容)

令和 2 年 5 月
中国電力株式会社

1. 12条（安全施設）の変更点 復水輸送系相互接続の取り止めについて

■ 復水輸送系の1, 2号炉相互接続に関する方針変更

設置許可基準規則第12条安全施設において、相互接続として抽出していた1, 2号炉復水輸送系連絡配管について、閉止フランジ等で物理的に切り離し、相互接続しない設計に見直す。

方針変更した経緯等は以下のとおりである。

- 設置許可基準規則第12条の解釈第14項の『相互に接続』とは、2基以上の発電用原子炉施設間で、系統又は機器を結合することをいう。に該当するものとして、当該連絡配管を「相互接続」として抽出していた。
- 当該連絡配管は、1号炉復水貯蔵タンク点検時に貯蔵水を2号炉復水貯蔵タンクや補助復水貯蔵タンクに移送すること等を目的に設置したものであるが、連絡運用する手順を定めておらず、これまで連絡運用した実績はない。
- 現状、他号炉の系統に影響を与えないよう接続部の弁を全閉及び施錠管理し、隔離した状態としており、今後も連絡運用する計画はない。
- 復水輸送系以外の系統の相互接続は「他号炉と接続し、かつ、連絡運用するもの」であること及び復水輸送系の連絡運用の実状を踏まえ、閉止フランジ等で物理的に切り離し、相互接続しない設計に見直す。

